

新	旧
<p style="text-align: center;">白井市建設工事最低制限価格運用要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年 3月 1日制定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一般競争入札により契約を締結しようとする工事のうち、白井市建設工事低入札価格調査試行実施要領の適用を受けない工事</p> <p>(2) <u>前号の工事の一般競争入札が入札不調となったことにより、指名競争入札により契約を締結しようとする工事</u></p> <p>(3) <u>前号以外の指名競争入札により契約を締結しようとする工事のうち、市長が特に必要と認める工事</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">白井市建設工事最低制限価格運用要領</p> <p style="text-align: center;">平成22年 3月 1日制定</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける工事は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一般競争入札により契約を締結しようとする工事のうち、白井市建設工事低入札価格調査試行実施要領の適用を受けない工事</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) _____指名競争入札により契約を締結しようとする工事のうち、市長が特に必要と認める工事</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <hr/>